

資料2 平成21年度行政評価・監視テーマ（案）

行政評価等テーマの背景事情等（行政評価局）

実施年度	平成21年度
テーマ名	薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視 －需要根絶に向けた対策を中心として－
背景事情	① 我が国における薬物事犯の検挙者数は、平成10年1万8,811人から19年1万5,175人（うち覚せい剤事犯1万2,211人）に20%程度減少しているが、i）大麻事犯の検挙者数は、10年1,316人から19年2,375人にほぼ倍増しているほか、ii）MDMA等の合成麻薬事犯の検挙者数は19年312人であるが、そのうち20歳代が168人（54%）及び未成年者が24人、合計192人（62%）となっており、いずれも検挙者数の8割強が初犯者であるなど、乱用のすそ野が広がっている。 特に、平成20年10月以降、大麻の違法な栽培や所持による逮捕者が、大学生、高校生、医師、自衛官、小学校教諭、スポーツ選手、主婦など広範囲に出ており、大麻がまんえんしてきている状況がうかがわれる。 ② これまで、国は、平成10年に「薬物乱用防止五か年戦略」（10年5月26日薬物乱用防止対策推進本部）を、15年には「薬物乱用防止新五か年戦略」（15年7月29日）をそれぞれ策定し、薬物の乱用防止に計画的に取り組んできたところであるが、20年には、一定の効果が出ているものの、依然として厳しい状況にあるとの認識の下、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（20年8月22日）を策定して、政府を挙げた総合的な対策を講ずることにより、薬物乱用の根絶を図ることとしている。 ③ しかし、「薬物乱用防止新五か年戦略」において、例えば、青少年による薬物乱用防止を推進するため、すべての中学校及び高等学校において、少なくとも年1回、薬物乱用防止教室の開催に努めることとされているが、19年の開催率をみると、中学校55.7%（13年53.8%）、高等学校61.2%（13年64.0%）にとどまるなど、薬物乱用の危険性に関する周知徹底が重要な課題の一つとなっている。 ④ また、薬物事犯の多くは再犯につながる薬物依存症とみられており、行政機関のみならず、医療機関や地域のボランティア、NPO法人等の民間団体等とも連携して、再乱用の防止のため、社会復帰の支援や家族による支援を含めた総合的な対策に取り組むことも課題となっている。
主な調査項目	① 薬物の乱用防止に関する普及・啓発活動の実施状況 ② 薬物依存者等に対する再乱用防止対策の実施状況 ③ その他
調査等対象機関（予定）	内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、都道府県公安委員会、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等（行政評価局）

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	製品の安全対策に関する行政評価・監視
背 景 事 情	① 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）等のいわゆる製品安全4法（注）では、消費者が日常生活で使用する製品で、消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められるもの等について、必要な技術上の基準を定めるとともに、各法に基づく表示が付された技術基準適合製品以外の販売の禁止等の規制が設けられている。 （注）電気用品安全法（昭和36年法律第234号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、液化ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）を含む4法をいう。 ② 近年、石油温風機や瞬間湯沸かし器の不具合による一酸化炭素中毒死等の事故が相次いで発生したことから、消費生活用製品安全法を一部改正し、平成19年5月から、製造・輸入事業者に対し、製品事故に関する情報の収集、消費者への提供及び関係府省への報告が義務付けられた。 ③ しかしながら、依然として、介護ベッドや電動車いすの不具合による死傷、ベビーカーの取付ねじの脱落による幼児の負傷、携帯電話の電池の破裂、温水洗浄便座の出火等の事故が相次いで発生しているほか、平成20年6月には上記の瞬間湯沸かし器の回収漏れや同年8月にはノートパソコンの異常発火事故に係る報告の1年間の遅延が判明するなど、製造事業者の対応の問題も見受けられる。このような中、政府は、消費者庁（仮称）の設置を含む「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」（平成20年6月27日）を閣議決定し、関係法案を国会に提出している。 今後の製品安全行政においては、i）製品事故に関する情報の収集・分析の充実、ii）消費者への迅速な提供、iii）製品に関する技術基準の適時的確な見直しなどが求められている。
主 な 調 査 項 目	① 製品流通前の安全確保対策の実施状況 ② 製品流通後の安全確保対策の実施状況 ③ その他
調査等対象機関（予定）	内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、都道府県、市町村、消費生活センター、製造・輸入・販売業者、登録検査機関、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等（行政評価局）

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	ホームページのバリアフリーの推進に関する行政評価・監視
背 景 事 情	① 平成 19 年末の我が国のインターネットの人口普及率^{（注 1）}は、69.0% となっており、9 年末の 9.2%から大きく上昇している。インターネットは、高齢者や障害者にとっても重要な情報入手の手段となっており、また、障害者にとっては、社会との結びつきを強め、就労にもつながるなど、生活の上で大きな役割を果たすものとなっている。 ② 一方で、高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人にとっては、インターネットで提供される情報にアクセスしにくいというウェブ・アクセシビリティ^{（注 2）}の問題が指摘されている。 ③ このようなことから、「電子政府推進計画」（平成 18 年 8 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成 20 年 12 月 25 日一部改定）において、高齢者及び障害者に配慮した行政情報の電子的提供について、各府省は、日本工業規格^{（注 3）}を踏まえた高齢者・障害者に配慮したホームページの作成等を進め、すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい行政情報の電子的提供に努めるとともに、高齢者や障害者の使いやすさにも十分配慮したシステムの導入に努めることとされている。また、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成 20 年 3 月 28 日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）において、「障害者や高齢者が使いやすいホームページの普及・促進」が盛り込まれている。 ④ ホームページの利用に関するバリアフリー技術については、画面に表示された情報を音声で読み上げる機能、文字の拡大機能等を持ったウェブ・アクセシビリティ支援ツール（以下「支援ツール」という。）が開発されており、技術的には十分となっている。 ⑤ しかしながら、各府省のホームページの中には、依然として、行政情報の電子的提供について、バリアフリーに対応していないものがみられる。 注 1 インターネットの人口普及率とは、平成 19 年末におけるインターネット利用人口 8,811 万人を、平成 19 年 10 月の全人口推計値 1 億 2,769 万人（国立社会保障・人口問題研究所『我が国の将来人口推計（中位推計）』）で除したものをいう。（総務省「平成 19 年通信利用動向調査」より） 注 2 ウェブ・アクセシビリティとは、「高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること」をいう。 注 3 日本工業規格 JIS X 8341-3 において、「主に高齢者、障害のある人及び一時的な障害のある人が、ウェブコンテンツを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、ウェブコンテンツの企画、開発、制作、保守及び運用をするときに配慮すべき事項」の規格が定められている。
主 な 調 査 項 目	① 各府省のホームページにおける日本工業規格等への対応状況 ② 各府省のホームページにおけるウェブ・アクセシビリティ支援ツールの導入状況
調査等対象機関（予定）	全府省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等（行政評価局）

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	気象行政に関する行政評価・監視
背 景 事 情	① 近年、全国各地で竜巻や突風による甚大な被害が生じているほか、局地的な大雨に伴う死傷事故も発生している。 国は、国民の安全・安心に関わる各種の警報や注意報等の防災気象情報を迅速かつ正確に提供する役割を果たす必要があり、関係機関や大学、研究機関等との連携、気象観測環境の適正化や、気象庁以外の観測データの活用・連携の促進等による観測・予測精度の向上が重要となっている。 ② また、能登半島地震（平成 19 年 3 月 25 日）、新潟県中越沖地震（同年 7 月 16 日）等により大規模な被害が発生したこともあり、気象庁は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）の一部改正（平成 19 年 12 月 1 日施行）により、緊急地震速報や火山情報の予報・警報の発表を義務付けられるなど新たな業務に対応することとしており、当該制度の周知、予報等を受信する機器の住宅や事業所への普及等が課題とされている。 こうした中で、気象観測の誤情報の発表や情報の不達等が頻発したことから、気象庁は、その原因分析を行い、観測・情報提供システム等の確実な整備・運用等や、人為的なミスの防止等による信頼性の向上を図る対策に取り組んでいる（「気象庁業務信頼性向上対策要綱」（平成 20 年 10 月 1 日気象庁業務信頼性向上対策本部長決定））。 ③ さらに、気象情報の提供など様々なサービスを行う民間気象許可業者が増加し、気象情報や予報を結び付けた商品開発など新たな事業を展開しており、これらの民間企業のニーズなどに対応した気象庁の支援等の在り方が課題となっている。 ④ 気象庁は、気象観測を行うため、全国に管区気象台、地方気象台、測候所、空港出張所等を設置しているが、観測業務の機械化・自動化が進められている中で、観測・分析・解説及び情報提供体制の見直し、また、気象衛星の管制についても委託等による一層の合理化や業務の効率化が求められている。
主 な 調 査 項 目	① 気象観測・分析、情報提供の実施及び大学、研究機関等の連携状況 ② 民間気象事業者や民間企業のニーズへの対応状況等 ③ 気象庁の組織及び業務運営の合理化・効率化
調査等対象機関（予定）	内閣府、文部科学省、総務省、国土交通省・気象庁、地方公共団体、民間気象事業者、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等（行政評価局）

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	I Tによる地域活性化等関連施策に関する行政評価・監視
背 景 事 情	① 情報通信技術（I T）は、技術革新の原動力として経済社会の発展に大きく貢献するとともに、国民生活をより豊かに変える力を持っている。 これまで、政府は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（平成13年1月内閣に設置。以下「I T 戦略本部」という。）のリーダーシップの下、「e-Japan重点戦略」（平成13年1月）、「I T 新改革戦略」（平成18年1月）等を策定し、I T革命に取り組んでいるところである。 ② このような中で、地域の活性化や豊かな暮らしの実現への取組が喫緊の重要課題となっている状況を踏まえ、「I Tによる地域活性化等緊急プログラム」（平成20年2月I T 戦略本部決定）が策定され、政府一体としての支援をより強力かつ迅速に実施していくこととされた。 ③ 地域においてI Tが利活用され、地域の活性化や豊かな暮らしが実現されるためには、情報通信基盤が整備された上で、これに関連する専門的な知識や技能を習得した人材が質・量ともに確保されることが不可欠となっており、I Tによる地域活性化等緊急プログラムにおいても、i）情報通信基盤の整備支援、ii）行政・地域の情報化の支援、iii）人材育成・活用支援等を実施するとともに、政府一体となって地域を支援する体制を強化することとされている。
主 な 調 査 項 目	① I Tによる地域活性化等関連施策の実施状況 ② その他
調査等対象機関（予定）	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等（行政評価局）

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	職員研修施設に関する調査（概況調査）
背 景 事 情	① 国が設置している職員等の研修を担う施設は、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条の 2 に基づく施設等機関としての文教研修施設のほか、本省内部部局、地方支分部局及び試験研究機関に置かれている研修所等がある。 ② 国家公務員の研修施設の在り方については、参議院決算委員会の平成 15 年度決算審査措置要求決議（17 年 6 月 7 日）において、「政府は、国の行政組織等の減量・効率化を推進するに当たり、研修施設の職員数の削減、組織の統廃合・民営化、国有財産としての施設の縮小など、行政改革の観点から、すべての研修施設を総点検すべきである。さらに国家公務員の研修の在り方についても、抜本的に見直すべきである」とされ、国は、所要の取組を行っているところである。 ③ 近年、地方公共団体の中には、職員に対する研修業務を包括的に民間に委託する例がみられる。また、国においても、「簡素で効率的な政府」の実現を図るため、各府省が行政効率化推進計画を策定し、行政の効率化に係る様々な取組を行っており、府省の中には、研修業務の一部をアウトソーシングしているものがみられる。 ④ その一方で、国の研修施設にあっては、目的・内容に大きな差異がない研修を、複数の支所等においてそれぞれ実施するなど、施設の稼働状況や業務の実施状況等の面で効率化を図る余地があるものがみられることなどから、研修施設及び研修業務については、一層の効率化、合理化が求められている。
主 な 調 査 項 目	① 職員研修の実施状況 ② 職員研修の見直し状況 ③ 職員研修施設・設備の活用状況 ④ その他
調査等対象機関（予定）	全府省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等（行政評価局）

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	在外公館に関する行政評価・監視
背 景 事 情	① 外務省は、国際社会が直面する諸問題に機動的かつ的確に対応し、国益を踏まえた強力な外交を展開するためには、外交力の中核となる外交実施体制の充実を図ることが急務の課題であるとして、近年、在外公館の体制強化を進めている。 ② 日本の在外公館（実館）数は、平成 20 年 1 月現在、大使館 123、総領事館 64 及び政府代表部 7 の合計 194 で、20 年度には 5 大使館及び 2 総領事館の新設（1 総領事館の廃止）が予定されており、大使館数は 128 となる見込みとなっている。 ③ 外務省は、この大使館数について、ドイツの 148、フランスの 158、中国の 164、米国の 164 と比べ依然として非常に少なく、引き続き在外公館の増強に取り組むとしており、具体的には、平成 19 年度以降 10 年間で、150 大使館の体制を整備するとともに必要な総領事館を新設するとの目標を掲げ、21 年度予算（政府案）では 5 大使館を新設（2 総領事館を廃止）することとしている。 ④ 他方、行政支出総点検会議の「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」（平成 20 年 12 月 1 日）において、「他の G 8 諸国に比べ、我が国が全世界に設置している総領事館数は少ないが、いくつかの国においては多くの総領事館を設置している例もある。設置指標としている在留邦人数、日系企業数、査証発給件数等の定量的数値及びその他の要因を十分に勘案し、必要性が薄れてきているものについては廃止することとすべきである。」との指摘がなされている。
主 な 調 査 項 目	① 在外公館の実施体制等 ② 在外公館の設置効果等
調査等対象機関（予定）	外務省、関係団体、事業者等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等（行政評価局）

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	食品流通対策に関する行政評価・監視～流通コスト縮減の取組を中心として～
背 景 事 情	① 我が国は、供給熱量ベースで食料の 6 割を輸入に依存しており、しかも特定国への依存度が高いなど、食料供給構造には脆弱性が内在している。消費者ニーズに対応した質の高い食料を将来にわたって安定的に供給していくためには、生産から流通、消費に至る国内の食料供給をめぐる諸問題を解決し、国内農業の体質強化を図ることが急務となっている。 このため、担い手の育成・確保等による農業構造改革の加速化に併せて、流通段階を含む食料供給コストの縮減により、内外の競争に耐え得るよう価格競争力の強化を図るとともに、コスト縮減によって生じた利益を付加価値向上のための投資に振り向けるなど新たな経営展開を図っていくことが重要である。 ② 農林水産省は、「21 世紀新農政 2006」（平成 18 年 4 月 4 日食料・農業・農村政策推進本部決定）において、国内農業の体質強化に向けた取組の一つとして、「食料供給コストを 5 年で 2 割削減」との目標が設定されたことから、同年 9 月 15 日、食品の生産・流通段階を対象とする「食料供給コスト縮減アクションプラン」を策定し、上記の目標達成のため、「卸売市場改革や物流効率化」等の施策を実施している。 ③ また、卸売市場の改革など流通構造の合理化に向けた社会基盤の整備、各種ガイドラインの策定等、行政として取り組むべき課題も多いことから、食品流通構造改善促進法（平成 3 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項等に基づく「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」（平成 19 年農林水産省告示第 492 号）を策定し、23 年度を目標として、「流通機構の合理化のための構造改善」等の施策を実施している。 ④ 上記のアクションプラン及び基本方針に基づく、食品の流通部門における効率化の効果が期待できる取組の促進により、流通の各段階におけるコストの縮減を着実に実現することが求められている。
主 な 調 査 項 目	① 卸売市場改革の実施状況 ② 物流の効率化の取組状況 ③ その他
調査等対象機関（予定）	農林水産省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。